



秋田県公報

目 次

ページ

公 告

○人事行政の運営等の状況の公表(人事課)……………2

公 告

秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年秋田県条例第七号)第四条第一項の規定に基づき、平成十七年度における人事行政の運営の状況及び秋田県人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。
平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

第1 人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数の状況等

(1) 任免及び職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数			対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成17年	平 成 1 8 年			
			うち知事部局			
一般行政	総務他	4,331人	4,263人	4,150人	△68人	事務の統廃合及び縮小、指定管理者制度の導入等
特別行政	教育	10,764人	10,418人		△346人	県立大学の独立行政法人化、児童生徒数の減少等
	警察	2,310人	2,302人		△8人	一般職の採用抑制等
公営企業	病院	428人	430人	5人	2人	リハビリテーション・精神医療センターの体制強化
	下水道	37人	34人	34人	△3人	流域下水道事務所の業務見直し
	その他	126人	115人	5人	△11人	企業局組織の廃止
合 計		17,996人	17,562人	4,194人	△434人	

※ 職員数は、一般職の職員（地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の人数である。

(2) 定員適正化の取組

知事部局の定員適正化計画

対象職員：知事部局職員（病院及び大学の職員を除く。）

計画期間：平成11年度から平成23年度までの13年間

縮減目標：4,819人（平成10年4月1日現在）を27%（1,319人）縮減し、3,500人（平成23年4月1日時点）へ

縮減方法：定年退職者数の補充率を全体で30%程度に抑制し、年間採用者の上限を43人に設定することで、計画的な職員数の縮減を図る。特に平成17年度から平成19年度までの3年間を「重点適正化期間」と位置づけ、職員数縮減の強化を図る。

見直し経緯：当初は平成11年度から平成22年度までの12年間で15%（723人）縮減する計画であったが、社会・経済情勢の変化や地方分権の進展に対応するため、新たな行財政運営体制を構築し、一層のコスト縮減を図る必要があることから、平成16年度に見直しを行い、現行計画とした。

あきた教育新時代創成プログラム（教育委員会）

児童生徒数の減少及び学校の統合等に伴い、教職員定数を平成17年度から平成25年度までの9年間で11,397人（平成16年4月1日現在）の15%（1,707人）を縮減し、9,690人（平成25年4月1日時点）とする。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 平均給料月額等

(平成18年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均諸手当月額	平均給与月額	平均年齢
行 政 職	356,347円	66,598円	422,945円	43歳1月
警 察 職	349,662円	115,231円	464,893円	42歳7月
教 育 職（高等学校等）	387,043円	51,253円	438,296円	41歳7月
教 育 職（小・中学校）	400,789円	46,311円	447,100円	43歳3月
技 能 労 務 職	337,295円	39,745円	377,040円	47歳6月

(2) 初任給の状況及び経験年数別の平均給料月額

(平成18年4月1日現在)

区 分	初 任 給	採用2年後の 給 料 月 額	経験年数別平均給料月額			
			10 年	15 年	20 年	
行 政 職	大学卒	170,200円	182,200円	280,168円	343,992円	395,848円
	高校卒	138,400円	146,700円	224,019円	273,908円	333,717円
警 察 職	大学卒	195,000円	216,000円	297,688円	340,883円	408,745円
	高校卒	156,200円	175,000円	251,500円	298,431円	360,508円
教 育 職（高等学校等）	大学卒	190,500円	202,500円	319,192円	375,246円	410,520円
教 育 職（小・中学校）	大学卒	190,500円	202,500円	322,590円	374,098円	406,000円
	短大卒	166,600円	182,300円	—	354,501円	391,846円

(3) 行政職の級別職員数の状況

(平成18年4月1日現在)

区 分	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的職務内容	部 長	次 長	課 長	課 長	主幹・副主幹	副主幹・主査	主査・主任	主事・技師	主事・技師	
職 員 数	18人	57人	78人	532人	1,201人	812人	843人	801人	219人	4,561人
構 成 比	0.4%	1.2%	1.7%	11.7%	26.3%	17.8%	18.5%	17.6%	4.8%	

※ 県には10種類15表の給料表があるが、そのうちの行政職給料表の状況である。

(4) 昇給期間短縮の状況

(平成17年度)

区 分	行 政 職	警 察 職	教育職 (高等学校等)	教育職 (小・中学校)
職 員 数	4,609人	1,925人	3,005人	6,163人
昇給期間短縮職員数	834人	318人	563人	1,079人
比 率	18.1%	16.5%	18.7%	17.5%

(5) 諸手当の状況

ア 期末手当及び勤勉手当

(平成17年度)

区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当
支 給 割 合	6月支給	1.4月分
	12月支給	1.6月分
	合 計	3.0月分
1 人 当 たり 平 均 支 給 額	行 政 職	1,762,230円
	警 察 職	1,823,016円
	教 育 職	1,903,087円
加 算 措 置 の 状 況	職務の級に応じて5%~20%の加算を行う。	

イ 退職手当

(平成17年度)

区 分	支 給 割 合	
	自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年
勤 続 20 年	21月分	27.3月分
勤 続 25 年	33.75月分	42.12月分
勤 続 35 年	47.5月分	59.28月分
最 高 限 度	59.28月分	59.28月分
職 種 別 平 均 支 給 額		
行 政 職	23,423千円	
警 察 職	22,202千円	
教 育 職	25,839千円	

ウ 時間外勤務手当

(平成17年度)

支 給 総 額	20億2,984万円
支給対象職員1人当たり支給年額	320,872円

エ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される。30種類の手当があり、そのうち支給額・支給人数の多い手当は警察職員手当、教育業務連絡指導手当、夜間看護等手当等である。

(平成17年度)

支 給 総 額	681,221千円
支給職員1人当たり平均支給年額	108,786円
職員全体に占める手当支給職員の割合	36.0%

オ その他の主な手当

(平成18年4月1日現在)

手当名	内 容	区 分	支 給 額
扶 養 手 当	扶養親族（他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者をいう。以下同じ。）のある職員に支給	配偶者	月額13,000円
		その他2人目まで	月額6,000円
		扶養手当の支給対象とならない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人	月額6,500円
		配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	月額11,000円
		3人目から	月額5,000円
		満16歳となる年度の初日（4月1日）から満22歳となる年度の末日（3月31日）までの子	1人当たり月額5,000円を追加
住 居 手 当	借家又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員に対して支給	借家	最高 月額27,000円
		自家	月額3,000円
通 勤 手 当	通勤距離が片道2Km以上で、交通機関を利用する職員又は自動車等を使用する職員に対して支給	交通機関利用	最高 月額55,000円
		自動車等利用	最高 月額38,100円
寒 冷 地 手 当	11月から3月までにおいて秋田県及び北海道に在勤する職員に支給	秋田県内に勤務する職員	扶養親族の数などに応じて年額36,800円～110,200円
		北海道に勤務する職員	扶養親族の数などに応じて年額44,000円～145,300円

(6) 勤務時間の状況

勤 務 時 間	休 憩 時 間	休 息 時 間
午前8時30分から 午後5時15分まで	正午から 午後0時45分まで	午前11時から11時15分まで及び 午後3時から3時15分まで

※ このほか、窓口業務のある機関、福祉施設、公の施設、空港管理事務所等においては、必要に応じ特別の勤務時間等を定めている。

(7) 休暇の状況

ア 年次休暇の取得状況

(平成17年1月～同年12月)

区 分	対 象 人 数	使用可能日数	総使用日時数	1人当たり使用日時数
知 事 部 局 等	5,155人	200,320日	57,774日7時間	11日2時間
警 察 本 部	2,294人	89,249日	10,771日2時間	4日6時間
県 教 育 委 員 会	4,346人	156,248日	42,011日2時間	9日5時間

※1 「知事部局等」とは、知事部局、労働委員会事務局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び企業局をいう。
(以下の表において同じ。)

※2 「県教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含まない。

イ 育児休業、部分休業及び介護休暇の取得状況

(平成17年度)

区 分	育 児 休 業 (女性)			育 児 休 業 (男性)			部分休業 取得者数	介護休暇 取得者数
	取得可能者数	取得者数	取得率	取得可能者数	取得者数	取得率		
知 事 部 局 等	57人	55人	96.5%	135人	3人	2.2%	0人	2人
警 察 本 部	13人	12人	92.3%	50人		0.0%		
教 育 委 員 会	185人	181人	97.8%	240人	1人	0.4%	4人	27人

※1 育児休業の「取得可能者数」とは、平成17年度に新たに育児休業が取得可能となった者の数をいう。

※2 育児休業の「取得者数」とは、平成17年度に新たに育児休業を取得した者の数をいう。

※3 「部分休業取得者数」とは、平成17年度に新たに部分休業を取得した者の数をいう。

※4 「教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含む（以下の表において同じ。）。

ウ 休暇制度の概要
休暇の種類

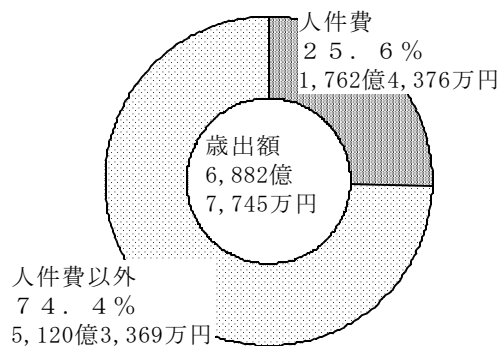
種 類	内 容
年 次 休 暇	1年に20日（新規採用の年は、採用月に応じて定められた日数）与えられる。残日数は、翌年に繰り越すことができる。
病 気 休 暇	負傷又は疾病により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
特 別 休 暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。（主な特別休暇は、次の表のとおり。）
介 護 休 暇	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

主な特別休暇

種 類	内 容（日数等）
ボランティア休暇	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるときに与えられる。（年5日以内）
結 婚 休 暇	職員が結婚する場合に与えられる。（7日以内）
出 産 休 暇	女性職員が出産する場合に与えられる。（産前8週間及び産後8週間）
配 偶 者 出 産 休 暇	職員の妻の出産に伴い入院の付添い等をする場合に与えられる。（2日以内）
配 偶 者 の 出 産 に 係 る 子 の 養 育 休 暇	職員の妻が出産する場合で、子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる。（5日以内）
子 の 看 護 等 休 暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合で、勤務しないことが相当と認められるときに与えられる。（年6日以内）
服 忌 休 暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が喪に服するときに与えられる。（親族区分により定める日数。最高で連続10日以内）
夏 季 休 暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため職員が勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる。（年5日以内）

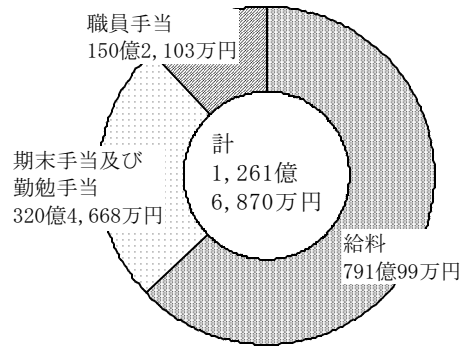
(8) 職員給与費の状況

I 人件費の状況
(平成16年度普通会計決算)



※人件費には、知事等の特別職の給料及び報酬を含む。

II 職員給与費の内訳
(平成18年度一般会計予算)



対象職員数18,118人 一人当たり696万円
※職員手当には退職手当は含まない。

(9) 特別職の給料及び報酬等の状況

(平成18年7月1日現在)

区 分	給 料 及 び 報 酬	期 末 手 当		退 職 手 当	
		6 月 期	12 月 期	算 定 方 法	支 給 時 期
知 事	1,210,000円 (1,149,500円)	1.6月分	1.75月分	給料月額×在職月数×80/100	任期毎
副 知 事	930,000円 (902,100円)	1.6月分	1.75月分	給料月額×在職月数×50/100	任期毎
出 納 長	790,000円 (782,100円)	1.6月分	1.75月分	給料月額×在職月数×40/100	任期毎
議 長	910,000円 (864,500円)	1.6月分	1.75月分	支給しない。	
副 議 長	810,000円 (785,700円)	1.6月分	1.75月分		
議 員	780,000円 (772,200円)	1.6月分	1.75月分		

※ 特例措置として、平成18年7月から平成19年6月までの給料及び報酬が減額されており、括弧内が減額後の額である。

3 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分及び懲戒処分を受けた職員の数

(平成17年度)

区 分	分 限 処 分 を 受 け た 職 員 の 数					懲 戒 処 分 を 受 け た 職 員 の 数				
	降 任	免 職	休 職	降 給	計	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局等			37人		37人	12人	9人	2人	2人	25人
警察本部			27人		27人	1人	1人			2人
教育委員会			54人		54人	2人	4人		7人	13人
計			118人		118人	15人	14人	2人	9人	40人

(2) 行為別の懲戒処分を受けた職員の数

(平成17年度)

行 為 区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
一 般 服 務 違 反	8人	6人	1人		15人
一 般 非 行		1人	1人	3人	5人
道 路 交 通 法 違 反 (職 務 執 行 外)	3人	4人		6人	13人
監 督 責 任	4人	3人			7人
計	15人	14人	2人	9人	40人

4 サービスの状況

サービス規律の確保に関する取組

(平成17年度)

区 分	取 組 の 概 要
知 事 部 局	平成17年5月 夏季における職員の服装について (通知) 平成17年7月 職員の綱紀の保持について (通知) 平成17年7月 事務処理ミス及び不祥事の防止に関する知事の緊急メッセージ 平成17年8月 衆議院議員総選挙におけるサービス規律の確保について (通知) 平成17年11月 懲戒処分に係る公表の取扱いについて (通知) 平成17年12月 職員の綱紀の保持について (通知) 平成17年12月 不祥事再発防止のための職場での取組事例について (通知) 平成18年1月 秋田県職員サービス規程の一部改正 (職員団体の活動に関する手続の追加)
警 察 本 部	平成18年3月 異動期における各種事故防止の徹底について (通達)
教 育 委 員 会	平成17年7月 職員の綱紀の保持に関する取組について (通知) 平成17年8月 教職員等の選挙運動の禁止等について (通知) 平成17年12月 綱紀の保持について (通知)

5 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実績

(平成17年度)

区 分	研修実施機関	研 修 区 分	内 容	修了者数	
知 事 部 局	秋田県自治研修所	指定 研修	「目標による管理」研修	管理者Ⅰ・Ⅱ、監督者、採用3・4年目職員	298人
			人事評価者研修	評価者Ⅰ・Ⅱ、新任評価者	1,177人
			共 通 課 程	新規採用職員研修、女性管理者養成研修等	259人
		応 募 研 修	公共マーケティング、クレーム対応力、図解表現技術等	406人	
計2,140人					
警 察 本 部	秋田県警察学校	指定研修	採用時教養	初任科、初任総合科、初任補修科、一般職員初任科	202人
			昇任時教養	各級任用科	10人
		専 門 研 修	専科、部門別任用科等	377人	
		計589人			
教育委員会	秋 田 県 総 合 教 育 セ ン タ ー	経 験 年 次 別	初任者研修、教職5年経験者研修、教職10年経験者研修	755人	
		職 務 別 新 任 者	新任教頭研修、新任教務主任研修、新任学年主任研修等	852人	
		事 務 職 員	学校事務職員研修、新規任用事務職員研修	295人	
		計1,902人			

(2) 勤務成績の評定の概要

(平成17年度)

区 分	勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要
知 事 部 局	<p>職員人事評価制度</p> <p>対 象：知事部局及び労働委員会事務局の一般職の職員（県立大学の教員等及び研究員評価対象者を除く。）</p> <p>評 価 者：直属の上司を1次評価者、さらにその上司を2次評価者とする。</p> <p>評価期間：平成17年4月1日～平成18年3月31日</p> <p>評価方法：業績及び能力について役職段階別に評価要素を定め、各要素の評価点を合計する。</p> <p>研究員評価制度</p> <p>対 象：試験研究機関に勤務する研究職給料表の適用を受ける職員</p> <p>評 価 者：各部門の長を1次評価者、所属長を2次評価者とする。</p> <p>評価期間：平成17年11月1日～平成18年10月31日</p> <p>評価方法：一般的事項及び試験研究に関する事項について評価要素を定め、各要素の評価点を合計する。</p>
警 察 本 部	<p>「秋田県警察勤務評定規程」による。</p> <p>対 象：警部以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員</p> <p>評価期間：平成17年1月1日～同年12月31日</p> <p>評価方法：職員を5つの役職段階に区分し、勤務実績、仕事に対する適性、直近上位職への適性の3領域において7段階の評価を行う。</p>
教育委員会	<p>「秋田県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則」及び「秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則」による。</p> <p>対 象：臨時職員を除く教職員</p> <p>評価時点：平成17年9月1日時点で実施</p> <p>評価方法：職務遂行の状況を評定要素ごとに5段階評価するとともに、総合評価も行う。</p>

6 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

ア 福利厚生事業の概要

職員の病気、負傷、出産、死亡等に関すること及び退職年金に関することについては、地方公務員法第43条の規定に基づき共済制度が設けられることとされており、共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき実施されている。

職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項については、地方公務員法第42条の規定により「厚生に関する計画」を各任命権者ごとに策定し、実施している。

また、秋田県職員の共済制度に関する条例に基づき設立された職員互助会（県職員、教育関係職員、警察職員の各互助会）も福利厚生の事業を実施しており、県は、各互助会に対し事業費の一部を助成している。

「厚生に関する計画」に基づき実施される福利厚生事業に要する県の予算は、次の表のとおりである。

イ 職員厚生費の状況

(平成17年度)

区 分	分 類	主 な 事 業	事 業 費
知事部局等	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	81,808千円
	福利厚生及び文化活動	ライフプラン推進事業等	2,870千円
	メンタルヘルス総合対策事業	ストレスチェック、メンタルタフネス講習会等	1,517千円
	職員互助会への助成	リフレッシュ助成金、死亡弔慰金等	25,199千円
	職員寮運営	独身寮の管理運営等	14,592千円
	職員住宅建築費償還金	職員住宅(27棟536戸分)	877,908千円
	その他	職員駐車場整備事業資金貸付金等	45,448千円
			計 1,049,342千円
警察本部	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	30,253千円
	福利厚生	ライフサイクルプラン研修会、殉職警察職員慰霊祭等	1,527千円
	メンタルヘルス総合対策事業	メンタルヘルス研修会、ストレス相談等	184千円
	警察職員互助会への助成	健康管理費、警察活動普及費等	11,998千円
教育委員会	職員の健康管理	教育庁職員定期健康診断等	9,619千円
	メンタルヘルス総合対策事業	ストレス相談事業	310千円
	教育関係職員互助会への助成	リフレッシュ助成金、死亡弔慰金等	47,011千円
	生涯生活設計支援事業	ライフプラン講座等	844千円
	福利管理費	臨時職員賃金、広報紙作成等	3,314千円

(2) 公務災害補償の状況

ア 公務災害補償制度の概要

地方公務員が公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

補償の実施は、常勤職員については「地方公務員災害補償基金」が行い、議会の議員等の非常勤職員については地方公共団体が行う。

補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがある。

イ 地方公務員災害補償基金による補償実績

(平成17年度)

療 養 補 償		障 害 補 償		遺 族 補 償		そ の 他		福 祉 事 業	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
124件	18,323千円	5件	17,562千円	15件	59,014千円	4件	3,252千円	26件	37,454千円

※ 県職員(市町村立学校の県費負担教職員を含む。)に対する補償実績である。

第2 人事委員会の報告事項

1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

前年度の報告及び勧告の概要

平成17年10月11日、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

(1) 平成17年4月の給与較差に基づく給与改定について

地方公務員の給与については、地方公務員法の規定による諸条件を考慮して定める必要があり、以下の基本認識に基づき検討した結果、人事院勧告に準ずる必要があると判断した。

- ① 国及び他の地方公共団体との均衡の確保に関しては、これまで、本県を含む全国ほとんどすべての地方公共団体が、国の俸給表を採用することで対応してきていること。
- ② 民間給与水準との整合性の確保に関しては、民間給与実態調査結果に基づき改定された国の俸給表を採用することで充足されてきているものであること。
- ③ 生計を維持できるかどうかという生計費に対する配慮に関しては、現時点において特に問題とすべき状況にないこと。

(2) 給与構造の見直しについて

① 給料表の見直しについて

人事院が勧告した新たな俸給表は、職務・職責や勤務実績に応じた給与制度に対応するとともに、より適切に地域の民間賃金を当該地域の公務員の給与水準に反映させようとするものであることに加え、人事院勧告に準ずることにより、これまで同様、地方公務員の給与決定の諸条件を確保できることから、人事院勧告に準ずる必要があると判断した。

② 地域手当について

民間賃金の地域間格差を適切に反映させるために設けられるものであり、新たな給料表と一体的に導入する必要がある。

③ 勤務実績の給与への反映について

職員が専門的知識・能力を最大限に発揮できる環境を整えるためには、勤務実績に応じた適正な給与を確保していく必要があることから、人事院勧告に準じ、勤務実績の給与への反映を適切に行うことのできる仕組みを整備する。

なお、当面は現行の勤務実績の判定の範囲内で運用を行うこととし、今後、各任命権者において、公正で納得性の高い人事評価制度を構築していく必要がある。

(3) 特殊勤務手当の見直しについて

社会情勢の変化や技術の進歩等により、業務の特殊性が変化した手当等について、見直しの方向で検討する必要がある。

(4) 勧告の内容

① 平成17年4月の給与較差に基づく給与改定のための関係条例の改正

- ア 各給料表を人事院勧告に準じて改定
- イ 諸手当（初任給調整手当、扶養手当、期末手当及び勤勉手当）について、人事院勧告に準じて改定

② 給与構造の見直しのための関係条例の改正

- ア 各給料表を人事院勧告に準じて改定
- イ 現行の調整手当に替えて地域手当を新設
- ウ 勤務実績の給与への反映を適切に行うことのできる仕組みを整備

③ 改定の実施時期等

勧告を実施するための条例公布日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施するとともに、平成17年12月期の期末手当の額について人事院勧告に準じた所要の調整措置を講ずる。ただし、平成18年度以降の勤勉手当の改定及び②については、平成18年4月1日から実施する。

2 競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

区 分	採用 予 定 人 員 (A)	申込者数			第 1 次 試 験						第 2 次 試 験				最終 倍率 C/F	辞退者数		
					受験者数		合格者数		受験率 C/B	倍率 C/D	受験者数		合格者数					受験率 E/D
		(B)	内女子	(C)	内女子	(D)	内女子	(E)			内女子	(F)	内女子					
大 学 卒 業 程 度	行 政	6	518	187	421	146	25	8	81.3%	16.8	24	8	10	4	96.0%	42.1	0	0
	薬 劑 師	2	6	3	5	2	5	2	83.3%	1.0	5	2	3	1	100.0%	1.7	0	0
	化 学	2	49	20	41	16	8	1	83.7%	5.1	8	1	3	0	100.0%	13.7	0	0
	農 学 (一 般)	1	31	10	27	9	4	2	87.1%	6.8	4	2	2	1	100.0%	13.5	0	0
	畜 産	1	3	1	3	1	3	1	100.0%	1.0	3	1	2	1	100.0%	1.5	0	0
	資 源 工 学	1	9	1	6	1	2	0	66.7%	3.0	2	0	1	0	100.0%	6.0	0	0
	総 合 土 木	5	65	9	44	6	20	1	67.7%	2.2	20	1	7	1	100.0%	6.3	0	0
	建 築	1	13	3	10	2	4	1	76.9%	2.5	4	1	2	0	100.0%	5.0	1	0
	建 築 (警 察)	1	3	1	2	0	1	0	66.7%	2.0	1	0	0	0	100.0%	—	—	—
	小 計 (9)	20	697	235	559	183	72	16	80.2%	7.8	71	16	30	8	98.6%	18.6	1	0
行 政 (職 経)	2	96	14	76	11	15	2	79.2%	5.1	14	2	6	1	93.3%	12.7	1	0	
計 (10)	22	793	249	635	194	87	18	80.1%	7.3	85	18	36	9	97.7%	17.6	2	0	
短 大 卒 業 程 度	一 般 事 務	1	60	41	48	34	4	2	80.0%	12.0	4	2	2	1	100.0%	24.0	0	0
	看 護 師	9	38	29	34	25	22	20	89.5%	1.5	19	18	14	12	86.4%	2.4	5	5
	作 業 療 法 士	1	3	1	3	1	2	1	100.0%	1.5	2	1	2	1	100.0%	1.5	0	0
	保 健 師	2	36	36	33	33	9	9	91.7%	3.7	9	9	3	3	100.0%	11.0	1	1
	農 業	1	10	2	8	2	4	2	80.0%	2.0	4	2	2	1	100.0%	4.0	0	0
	学 校 栄 養 士	4	65	61	60	56	16	16	92.3%	3.8	16	16	6	6	100.0%	10.0	0	0
	計 (6)	18	212	170	186	151	57	50	87.7%	3.3	54	48	29	24	94.7%	6.4	6	6
高 校 卒 業 程 度	一 般 事 務	3	138	55	116	45	12	1	84.1%	9.7	11	1	5	1	91.7%	23.2	2	0
	総 合 土 木	2	18	1	16	1	6	0	88.9%	2.7	6	0	2	0	100.0%	8.0	0	0
	警 察 事 務	6	189	100	165	86	29	11	87.3%	5.7	27	11	13	7	93.1%	12.7	3	1
	電 気 (警 察)	1	1	0	1	0	0	0	100.0%	—	0	0	0	0	—	—	—	—
	小 計 (4)	12	346	156	298	132	47	12	86.1%	6.3	44	12	20	8	93.6%	14.9	5	1
	一 般 事 務 (身 障)	3	19	4	18	4	8	1	94.7%	2.3	7	1	1	1	87.5%	18.0	0	0
計 (5)	15	365	160	316	136	55	13	86.6%	5.7	51	13	21	9	92.7%	15.0	5	1	
合 計 (21) 種 類	55	1,370	579	1,137	481	199	81	83.0%	5.7	190	79	86	42	95.5%	13.2	13	7	
警 察 官 A I	17	148	—	107	—	45	—	72.3%	2.4	42	—	11	—	93.3%	9.7	0	0	
警 察 官 A II	22	237	—	180	—	88	—	75.9%	2.0	83	—	32	—	94.3%	5.6	4	0	
女 性 警 察 官 A	2	81	81	50	50	7	7	61.7%	7.1	7	7	3	3	100.0%	16.7	1	1	
警 察 官 B	16	288	—	201	—	61	—	69.8%	3.3	56	—	17	—	91.8%	11.8	2	0	
女 性 警 察 官 B	2	82	82	63	63	10	10	76.8%	6.3	10	10	3	3	100.0%	21.0	0	0	
小 計 (5)	59	836	163	601	113	211	17	71.9%	2.8	198	17	66	6	93.8%	9.1	7	1	
少 年 補 導 職 員	1	44	20	36	15	6	5	81.8%	6.0	6	5	2	2	100.0%	18.0	0	0	
合 計 (6) 種 類	60	880	183	637	128	217	22	72.4%	2.9	204	22	68	8	94.0%	9.4	7	1	
總 計 (27) 種 類	115	2,250	762	1,774	609	416	103	78.8%	4.3	394	101	154	50	94.7%	11.5	20	8	

大 学 卒 業 程 度	任 期 付 職 員	採用 予 定 人 員 (A)	申込者数			第 1 次 試 験						第 2 次 試 験				最終 倍率 C/F	辞退者数	
						受験者数		合格者数		受験率 C/B	倍率 C/D	受験者数		合格者数				
			(B)	内女子	(C)	内女子	(D)	内女子	(E)			内女子	(F)	内女子				
	一般事務(国体)	10	282	164	219	124	41	16	77.7%	5.3	36	12	14	6	87.8%	15.6	0	0

(2) 選考採用 (適用根拠別状況)

根拠規定		区 分	任 命 権 者 別			計
			知 事	教育委員会	警 察 本 部	
人事委員会規則4-5第26条第1項			35	2	18	55
第1号 係長及び相当職以上の職	課 長 待 遇		1			1
	政 策 監			1		1
	主 幹		1			1
	小 計		2	1	0	3
第3号 国、他の地方公共団体等の在職者	次 長		2			2
	参 事		2			2
	森 林 技 監		1			1
	課 長		1	1		2
	副 主 幹		1			1
	主 査		1			1
	主 任		3			3
	主 事		2			2
	警 視				3	3
	警 部				3	3
	警 部 補				3	3
	巡 査 部 長				6	6
	小 計		13	1	15	29
第7号	資格・免許職	精 神 保 健 福 祉 士	2			2
		医 師	13			13
		職 業 訓 練 指 導 員	1			1
		船 舶 通 信 士	1			1
	そ の 他	研 究 員	3			3
		武 道 指 導 員			2	2
		臨 床 心 理 士			1	1
小 計		20	0	3	23	
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条			3	0	0	3
特 定 任 期 付 職 員	所長(産業技術総合研究センター)	1			1	
	小 計	1	0	0	1	
一 般 任 期 付 職 員	企 業 誘 致 専 門 監	1			1	
	I T 改 革 推 進 監	1			1	
	小 計	2	0	0	2	
合 計		38	2	18	58	

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 任命権者に関するもの

事 案 名	要 求 者	要求年月日	要求内容	審 理 内 容 等	終 結 内 容 年 月 日 等
該当なし					

(2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

事 案 名	要 求 者	要求年月日	要求内容	審 理 内 容 等	終 結 内 容 年 月 日 等
該当なし					

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 任命権者に関するもの

事 案 名	申 立 人	申立年月日	申立理由	審 理 状 況	終結内容年月日等
平成16年秋人委(不)第2号事件	知事部局職員	平成16年11月22日	懲戒処分修正請求	準備手続4回 口頭審理3回	平成18年3月30日処分承認
平成17年秋人委(不)第1号事件	教育庁職員	平成17年7月29日	懲戒処分修正請求	答弁書・反論書・再答弁書・書証の提出	
平成17年秋人委(不)第3号事件	教育庁職員	平成17年12月9日	懲戒処分修正請求	答弁書・反論書・再答弁書・書証の提出	

(2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

事 案 名	申 立 人	申立年月日	申立理由	審 理 状 況	終結内容年月日等
平成16年秋人委(不)第1号事件	町職員	平成16年5月21日	懲戒処分取消請求	口頭審理1回 〔準備手続3回〕 口頭審理3回	平成17年8月17日処分修正
平成17年秋人委(不)第2号事件	市職員	平成17年11月28日	懲戒処分取消請求	答弁書・反論書・再答弁書・書証の提出	

※ 括弧内は前年度から通算の審理状況

購読料 発行 秋田県
 金 者 市山王四丁目一番一号
 一 月 三 千 六 百 七 十 五 円 (税 込)

印 刷 所
 刷 者

秋田県株式会社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@natsubara-sansu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社
 松原印刷社

